告 示

埼玉県告示第千六百三十九号

出され る。 定款 特定非営利活 の変更の認 た \mathcal{O} で 同条第五 証を受けようとする特定非営 動促進法 項に (平成十 おい 年 て 準用す 法 律第七 る 同法 利活動法人 第二十五 第十条第二項 から 条第四 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 とお 項 定 \mathcal{O} 規定に に り ょ 申請 り 公 書 ょ 告 が提 り す

ら二月間 備え置く方法並 る 事業年度及び翌事業年度の な (http://www.saitamaken-npo.net/) お、 当 県民生活部共助社会づ 該 申 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 請 に に 係 イ る ン タ 変 更後 事業計画書及 ネ ツ \mathcal{O} くり 定 ・を利用 款、 課及び 役 に す U 員 る方法 より 埼玉県東部地 活動予算書を、 名 簿 縦覧に 並 (埼玉 び に 供 当 す 県 域 該 申請 振興 る。 定款 Ν Р 〇 情 セ 書を受理し \mathcal{O} ン 変 タ 報 更 ス \mathcal{O} テ 日 お た \mathcal{O} 日 属 て カュ 彐 す

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月六日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Associate

三 代表者の氏名

石原 和樹

四 主たる事務所の所在地

(変更前 千葉県 松 戸 市岩 瀬 兀 六 九 番 地 \mathcal{O} 兀 ラ 1 オ ン ズ 7 シ 彐 戸

台六〇三号

(変更後) 埼 玉 県 三 郷 市 彦 沢 __ 丁 目 七 六 番 地

五 定款に記載された目的

ŋ 転 車を削 に寄与することを (変更前) 減し、 こ の 市 法 \mathcal{O} 人 目 放 いとする 置自 は、 転 放 車 置 撤 自 去 転 に 車 カュ \mathcal{O} カゝ 削 る 減 コ に 関 ス わる \vdash を 啓発活動 減 5 Ļ を通じ 市 \mathcal{O} ょ り て、 良 放 1 置 町 作 自

性 転 とを 車を \sim (変更後) 目 削 出 与 的 会 することを 減 とす いを作ることによ ۲ Ź 市 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 目 放 人 置自 は、 的とする。 転 放 車撤 置自 り また、 去に 過疎 転 車 化 カコ \mathcal{O} を緩和 カュ 削 7 ツ る 減 チ コ に させ ン 関 ス \vdash グ わ 事 を る 減 啓 業を通じ ょ 発 り 6 活動 Ļ 良 VI を通 玉 て、 市 作 \mathcal{O} 地方の じ り に り て、]貢献 良 独 1 放 す 置 町 作 自